

鹿児島県奄美地方における豪雨により被害を受けられました皆様へ

2011年9月28日  
株式会社 住宅保障共済会

### 火災保険契約手続きに関する特別措置適用のお知らせ

このたび鹿児島県奄美地方における豪雨により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

皆様の安全と一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法の適用を受けた地域内のご契約者の皆様に対し、特別措置として、ご希望により、火災保険に関する契約手続きの猶予期間を設けさせていただくことといたします。

つきましては、下記のとおり、本件に関するお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

#### 記

被災地域にお住まいのご契約者の皆様を対象に、火災保険の契約手続き（契約の申込み及び保険料の支払い）につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたしますので、ご希望のご契約者様は、以下の弊社窓口までお申し出ください。

本社代表電話番号：03-5405-1151

受付時間：9時30分～18時

以上